

策（化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく廃棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。第十四条第二項において同じ。）の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（政策統括官の職務）

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 行政各部の施策の統一を図るために必要な次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第一号に掲げる事務を除く。）。

イ 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

ロ 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

ハ 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（二に掲げるものを除く。）

ニ 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第一百六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るために基本的な政策に関する事項

ホ 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

ヘ 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三号（8）を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

ト トへに掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

チ 沖縄に関する諸問題への対処に関するための基本的な政策に関する事項

リ リに掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

ヌ 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

ル 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

ヲ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する事項

ワ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

カ 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三号（30）において同じ。）の推進を図るために基本的な政策に関する事項

二 内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三 次に掲げる事務

(1) 内外の経済動向の分析に関すること。

(2) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

(4) 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

(5) 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(6) 内閣府設置法第四条第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

(7) 防災に関する施策の推進に関すること。

(8) 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

(9) 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

(10) 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第一条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対するべき措置の指定に関すること。

(11) 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

(12) 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十一年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

(13) 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

(14) 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

(15) 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

(16) 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百五十六条第三項に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

(17) 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

(18) 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第九十二条に規定する原子力緊急事態対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第五十九十二条にに基づく地震防災対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと。

(19) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第十九号）に基づく地震防災対策に関する事項。

(20) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関する事項。

(21) 首都直下地震対策特別措置法（平成二十一年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関する事項。

(22) 東日本大震災復興特別区域法（平成二十一年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること。

(23) (7) から(22)までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

イ・情報化審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。
7 公文書監理官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
（参考事官）
第九条 大臣官房に、参考事官を置く。
2 大臣官房に置く参考事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
3 大臣官房に置く参考事官の定数は、併任の者を除き、九人とする。ただし、大臣官房に置く参考事官のうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

（大臣官房に置く課等）

第十一条 大臣官房に、次の六課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

政策評価広報課

公文書管理課

会計課

企画調整課

総務課

人事課

政府広報室

（公文書の所掌事務）

第十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（大臣官房に置く課等）

第十三条 大臣官房に、次の六課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

（企画調整課の所掌事務）

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（内閣府の所掌事務）

第十五条 内閣府の所掌事務は、次に掲げる事務をつかさどる。

（内閣府の所掌事務）

第十六条 削除

（公文書管理課の所掌事務）

第十七条 公文書管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（公文書の所掌事務）

第十八条 政府広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（政府広報室の所掌事務）

第十九条 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。

二十 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関する施設に関する儀式に関すること。
--

二十一 本府の情報システムの整備及び管理に関する事務。

二十二 本府の所掌事務に関する施設に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
--

二十三 本府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調査に関すること。

二十四 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（内閣府の所掌事務）

二十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
--

二十六 内閣府の所掌事務に関する官報掲載に関する儀式に関すること。

二十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

二十八 国民の祝日に関すること。

二十九 院内閣の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調査に関すること。
--

三十 院内閣の所掌事務に関する施設に関する事務。

三十一 院内閣の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調査に関すること。
--

三十二 院内閣の所掌事務に関する施設に関する事務。

三十三 院内閣の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調査に関すること。
--

三十四 院内閣の所掌事務に関する施設に関する事務。

三十五 院内閣の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調査に関すること。
--

三十六 院内閣の所掌事務に関する施設に関する事務。

三十七 新技術等効果評価委員会の庶務に関すること。

一 政府の重要な施策に関する広報に関すること。 二 世論の調査に関すること。 (厚生管理官の職務)	一 獲章等の授与及び剝奪の審査に関すること。 (総務課の所掌に属するものを除く。) 二 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。 (男女共同参画局に置く課)
第十九条 厚生管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（警察共済組合に関するこ とを除く。）。	第二十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事項（内閣房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
第二十条 本府に、参事官を置く。 2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。 3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十五人とする。	第二十二条 本府に、参事官を置く。 2 参事官は、命を受けて、独立公文書管理監のつかさどる職務を助ける。 3 参事官の定数は、併任の者を除き、二人とする。
第二十一条 賞勲局に、総務課及び審査官三人を置く。 (総務課の所掌事務)	第二十三条 賞勲局に、総務課及び審査官三人を置く。 (賞勲局に置く課等)
第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 賞勲局の所掌事務に関する企画及び立案に関するこ と。 二 賞勲局の所掌事務に関する総合調整に関するこ と。 三 勅記、章記その他の証状の調製に関するこ と。 四 前各号に掲げるもののほか、賞勲局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ と。	第二十四条 男女共同参画局に、次の三課を置く。 一 男女間暴力対策課（総務課の所掌事務） 二 男女共同参画局に置く課等
第二十三条 審査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 (審査官の職務)	第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事項（内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
第二十四条 男女共同参画官は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 内閣共済組合に関すること。 二 内閣府の職員（内閣府の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関するこ と。	第二十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項（内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
第二十五条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画局の所掌事務に関する企画及び立案に関するこ と。 二 男女共同参画局の所掌事務に関する総合調整に関するこ と。 三 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項（内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。	第二十七条 男女共同参画課は、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち配偶者か らの暴力、性暴力その他の男女の個人としての尊厳を害する暴力の防止及び被害者の保護に関するもの（他省の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに実施に関することをつかさどる。
第二十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌事務を分掌する。	第二十八条 沖縄振興局に、総務課及び参事官四人を置く。 (総務課の所掌事務)
第二十七条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画局の所掌事務に関する企画及び立案に関するこ と。 二 男女共同参画局の所掌事務に関する総合調整に関するこ と。 三 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項（内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。	第二十九条 沖縄振興局の所掌事務に関する総合調整に 関すること。 一 沖縄振興局の所掌事務に関する総合調整に 関すること。
第二十八条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画局の所掌事務に関する企画及び立案に関するこ と。 二 男女共同参画局の所掌事務に関する総合調整に関するこ と。 三 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項（内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。	第三十条 沖縄振興局に置く課等
第二十九条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画局の所掌事務に関する企画及び立案に関するこ と。 二 男女共同参画局の所掌事務に関する総合調整に関するこ と。 三 男女共同参画社会の形成の促進に関する事項（内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。	第三十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の審議会等を置く。 一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施 策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上 での必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他のによる手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌事務を分掌する。	第三十二条 規制改革推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施 策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上 での必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他のによる手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
第三十一条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌事務を分掌する。	第三十三条 規制改革推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 前号の諮問に關連する事項に關し、内閣總理大臣に意見述べること。
第三十二条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。	第三十四条 交通施設（道路を除く。）の整備並びに住宅、水道、下水道及び都市計画上の公園の整備
第三十三条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。	第三十五条 産業の振興開発（農林水産省の所掌に係るものに限る。）の整備
第三十四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。	第三十六条 防災及び国土の保全に係る施設の整備
第三十五条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を置く。 一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に関するこ と。	第三十七条 観光の開発

(税制調査会)	第三十三条 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること。
	二 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
	三 前項に定めるもののほか、税制調査会に関必要な事項については、税制調査会令(平成二十五年政令第二十五号)の定めるところによる。
(設置)	第三章 施設等機関
(設置)	第三十四条 本府に、次の施設等機関を置く。
経済社会総合研究所	経済社会総合研究所(以下この条において「研究所」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。
迎賓館	(経済社会総合研究所)
	第三十五条 経済社会総合研究所(以下この条において「研究所」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他のこれに類する理論を用いた研究(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)を行うこと。
	二 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと。
	三 国民経済計算を作成すること。
(迎賓館)	第四十条 知的財産戦略推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、次長三人を置く。
	2 次長は、知的財産戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
	3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(参事官)	第四十一条 事務局に、参事官を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(事務局)	第四十二条 宇宙開発戦略推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、審議官を置くことができる。
	2 審議官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(参事官)	第四十三条 事務局に、参事官を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官の定数は、併任の者を除き、一人とす
(審議官)	第四十四条 第四章 特別の機関
(次長)	第一節 地方創生推進事務局
	第三十七条 地方創生推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、次長一人を置く。
	2 次長は、地方創生推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。
	3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(次長)	第四十五条 健康・医療戦略推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、次長二人を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(参事官)	第四十六条 第二節 知的財産戦略推進事務局
	第三十九条 事務局に、参事官を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(次長)	第四十七条 宇宙開発戦略推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、審議官を置くことができる。
	2 審議官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(参事官)	第四十八条 第五節 宇宙開発戦略推進事務局
	第五十条 総合海洋政策推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、次長一人を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(参事官)	第五十一条 第六節 北方対策本部
	第五十二条 総合海洋政策推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、次長一人を置く。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官の定数は、併任の者を除き、一人とす
(北方対策副本部長)	第五十三条 事務局に、参事官を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官の定数は、併任の者を除き、一人とす
(審議官)	第五十四条 沖縄総合事務局(以下「総合事務局」という。)は、那覇市に置く。
	2 次長は、沖縄総合事務局長を助け、総合事務局の事務を整理する。
	3 次長は、沖縄総合事務局長を助け、総合事務局に、次の六部を置く。
(総合事務局の位置)	第五十五条 総合事務局に、次の六部を置く。
	2 財務部
	3 農林水産部
	3 経済産業部
	3 開発建設部
	2 運輸部
	4 前二項に定めるもののほか、総合事務局の内部組織は、内閣府令で定める。
(北方対策副本部長)	第五十六条 総合事務局に、地方交通審議会及び沖縄位置境界明確化審議会を置く。
	2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
	1 沖縄総合事務局長の諮問に応じて、総合事務局の所掌事務のうち地方運輸局において所掌することとされている事務に関する重要な事項を調査審議すること。
(審議官)	第五十七条 総合海洋政策推進事務局
	2 参事官は、命を受けて、本部の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官の定数は、併任の者を除き、五人とする。
(参事官)	第五十八条 第七節 総合海洋政策推進事務局
	第五十九条 事務局に、審議官を置くことができる。
	2 参事官は、命を受けて、本部の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官の定数は、併任の者を除き、五人とする。
(次長)	第六十条 健康・医療戦略推進事務局(以下この節において「事務局」という。)に、次長一人を置く。
	2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
	3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
(参事官)	第六十一条 本部に、参事官一人を置く。

<p>第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>（大臣官房の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 大臣官房は、第二条に定める事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく第二条第二項に規定する遺棄化学兵器の廃棄に関すること。 二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号） 第四十二条第二項に規定する特例民法法人（以下この号及び次号において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財團法人への移行に関すること。 三 本府の所掌による特例民法法人の監督に関する事務の連絡調整に関すること。 <p>（政策統括官の職務の特例）</p> <p>第三条 政策統括官は、第三条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、命を受けて、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">期間</th><th style="width: 90%;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和十四年三月三十一日</td><td>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百三十号）の規定により地方運輸局に置かれる審議会の権限に属させられた事項を処理するに關し必要な事項については、内閣府令・国土交通省令で定める。</td></tr> </tbody> </table>	期間	事務	令和十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百三十号）の規定により地方運輸局に置かれる審議会の権限に属させられた事項を処理するに關し必要な事項については、内閣府令・国土交通省令で定める。	<p>第三条 前二項に定めるもののほか、地方交通審議会に關し必要な事項については、内閣府令・国土交通省令で定める。</p> <p>第四条 沖縄位置境界明確化審議会は、位置境界明確化法第十三条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>第五条 第一項及び前項に定めるもののほか、沖縄位置境界明確化審議会に關し必要な事項については、内閣府令で定める。</p> <p>（施行期日）</p> <p>附 則</p>
期間	事務				
令和十四年三月三十一日	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百三十号）の規定により地方運輸局に置かれる審議会の権限に属させられた事項を処理するに關し必要な事項については、内閣府令・国土交通省令で定める。				

株式会社 東日本大震災事業者再生支援者	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第九十六条第二項の交付金（同法第九十五条第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第一百条第一項の規定による協議に関するることを除く。）。	地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。				
株式会社 産業再生機構に係る内閣府設置法附則第二条	一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 二 取締役及び監査役の選任及び解任の決議	一 株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。 二 株式会社地域経済活性化支援機関に関する次に掲げる事項の認可に関すること。				
株式会社 東日本大震災事業者再生支援者	イ 設立	イ 設立	イ 設立	イ 設立	イ 設立	イ 設立

<p>係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日</p> <p>（政策統括官の職務についての読替え）</p> <p>第四条 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、第三条第一号ト中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を除く。）」と、同条第三号（一）及び（二）中「防災」とあるのは「防災（東日本大震災からの復興を除く。）」と、同号中「（二）東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関する事項、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援利子補給金の支給に関する事項、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関する事項及び同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項」）とあるのは「（二）削除」とする。</p> <p>2 政策統括官の職務については、復興庁が廃止されるまでの間、前条の表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日の項下欄中「一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に規定する次に掲げる事項の認可に関する事項」イ設立／口 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任／ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議／ニ 定款の変更の決議／ホ 合併、分割及び解散の決議／二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項」）とあるのは、「</p>	<p>会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任の決議／ニ 定款の変更の決議／ホ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議／二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関する事項」）とあるのは、「</p>
---	---

（機構に関する次に掲げる事項の認可に関する事）
第五条 男女共同参画局は、第五条各号に掲げる事務のほか、令和八年三月三十一日までの間、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事務をつかさどる。
（沖縄振興局の所掌事務の特例）
第六条 沖縄振興局は、第六条各号に掲げる事務のほか、令和八年三月三十一日までの間、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定する部分に限る。）の策定及び推進に関する事務をつかさどる。
（大臣官房企画調整課の所掌事務の特例）
第七条 大臣官房企画調整課は、第十四条に定める事務のほか、当分の間、附則第二条第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。
（大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例）
第八条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第三号に掲げる事務をつかさどる。
（参事官の設置期間の特例）
第九条 第二十一条第一項の参事官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。
（男女共同参画局推進課の所掌事務の特例）
第十条 男女共同参画局推進課は、第二十六条各号に掲げる事務のほか、令和八年三月三十一日までの間、附則第五条に規定する事務をつかさどる。
（沖縄振興局に置かれる参事官の職務の特例）
第十二条 沖縄振興局に置かれる参事官は、第三十条各号に掲げる事務のほか、令和十四年三月三十一日までの間、命を受けて、沖縄振興特別措置法第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第一百条第一項の規定による協議に関する事務を分掌する。
（沖縄振興局に置かれる参事官は、第三十条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほ

（施行期日）	か、当分の間、命を受けて、附則第六条に規定する事務を分掌する。
附 則 （平成一五年四月一日政令第一六五号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一五年五月三〇日政令第二〇五号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一五年六月二〇日政令第二〇五号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一五年七月一四日政令第三六号）抄	この政令は、株式会社産業再生機構法の施行の日（平成十五年四月十日）から施行する。
附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一六号）抄	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一六号）抄	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一六号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
附 則 （平成一三年三月三〇日政令第一六号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一四年三月三〇日政令第一〇七号）抄	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年三月三〇日政令第一〇七号）抄	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一四年七月三日政令第一三一号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一四年七月三日政令第一三一号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一四年三月三一二日政令第一〇五号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一四年三月三一二日政令第一〇五号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一五年八月六日政令第三五八号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。
附 則 （平成一五年八月六日政令第三五八号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一五年八月一〇日政令第三五三号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。
附 則 （平成一五年八月一〇日政令第三五三号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一五年八月二九日政令第三六五号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。
附 則 （平成一五年八月二九日政令第三六五号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八三号）抄	この政令は、平成十五年一月一日から施行する。
附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八三号）抄	この政令は、平成十五年一月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一四年一二月二七日政令第三九九号）抄	この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則 （平成一四年一二月二七日政令第三九九号）抄	この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一六年四月一〇日政令第一一二八七号）抄	この政令は、少子化社会対策基本法の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。
附 則 （平成一六年四月一〇日政令第一一二八七号）抄	この政令は、少子化社会対策基本法の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一六年四月一〇日政令第一一二八七号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一六年四月一〇日政令第一一二八七号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一七年八月一〇日政令第一七四号）抄	この政令は、食育基本法の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行する。
附 則 （平成一七年八月一〇日政令第一七四号）抄	この政令は、食育基本法の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一七年八月一〇日政令第一七四号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
附 則 （平成一七年八月一〇日政令第一七四号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一九年一月二四日政令第一一一号）抄	この政令は、防衛府設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。
附 則 （平成一九年一月二四日政令第一一一号）抄	この政令は、防衛府設置法等の一部を改正する法律（平成十九年一月九日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一九年一月二六日政令第一一三号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十九年一月二十六日）から施行する。
附 則 （平成一九年一月二六日政令第一一三号）抄	この政令は、法の施行の日（平成十九年一月二十六日）から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一七年八月一五日政令第一八二号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 （平成一七年八月一五日政令第一八二号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）
附 則 （平成一九年三月三〇日政令第一〇三号）抄	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 （平成一九年三月三〇日政令第一〇三号）抄	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
（施行期日）	（施行期日）

附 則 (平成一九年三月三一日政令第一 一七号)	この政令は、平成十九年四月一日から施行する。	附 則 (平成二十年十一月一日) から施行する。	
二号)	この政令は、廃止法の施行の日 (平成十九年八月十日) から施行する。	二号)	この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律の施行の日 (平成二十一年四月一日) から施行する。
附 則 (平成一九年八月八日政令第二五 〇〇号)	この政令は、統計法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成十九年十月一日) から施行する。	附 則 (平成二一年三月六日政令第三〇 三七九号)	この政令は、青年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律の施行の日 (平成二十一年四月一日) から施行する。
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	
第一条 この政令は、統計法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成十九年十月一日) から施行する。	第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律 (平成十九年法律第百四十四号) の施行の日 (平成十九年十二月十四日) から施行する。	第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日 (平成二十四年四月一日) から施行する。	
附 則 (平成一九年一二月一二日政令第三 三六一号)	抄	附 則 (平成二一年三月二七日政令第五 六号)	抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 (平成十九年法律第百四十四号) の施行の日 (平成十九年十二月十四日) から施行する。	1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	1 この政令は、規制改革会議令の廃止 (平成十九年政令第十四号) による規制改革会議令 (平成十九年政令第十四号) は、廃止する。
附 則 (平成一〇年五月二八日政令第七 四号)	抄	附 則 (平成二一年六月二六日政令第一 七〇号)	抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。	1 この政令は、法の施行の日 (平成二十三年四月一日) から施行する。
附 則 (平成一〇年六月二七日政令第二 〇一号)		附 則 (平成二一年八月一四日政令第二 四号)	
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年七月一八日政令第二 三一号)	抄	附 則 (平成二一年十月七日政令第二 四三号)	抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十二年十月八日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。	1 この政令は、平成二十三年十月八日から施行する。	1 この政令は、平成二十四年十月八日から施行する。
附 則 (平成一〇年一月二一日政令第二 三五三号)		附 則 (平成二三年八月五日政令第二 五号)	
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日 (平成二十一年十二月一日) から施行する。	1 この政令の施行の日の前日において從前の税制調査会の委員又は特別委員若しくは専門委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の税制調査会令第三条第二項又は第四項の規定にかかるわらず、その日に満了する。	1 この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十四年七月十二日) から施行する。	1 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日 (平成二十四年九月十九日) から施行する。
附 則 (平成一〇年一一月二八日政令第二 三六〇号)		附 則 (平成二三年一月二八日政令第二 三六〇号)	抄
(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)	(施行期日)
この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律 (平成十八年法律第四四八号) の	この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、平成二十四年一〇月三一日政令第二
八一号)	抄	三六〇号)	四〇九号)
八一号)		附 則 (平成二四年一〇月三一日政令第二 二六九号)	
		(施行期日)	(施行期日)

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十一月一日）から施行する。	附 則（平成二十五年一月二三日政令第六号）抄
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二十五年二月一日政令第二四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。	附 則（平成二十五年三月一五日政令第六五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。	1 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。
附 則（平成二十五年三月二十五日政令第八一号）抄	附 則（平成二十五年三月二十五日政令第八一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。	1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二十五年五月一六日政令第一三九号）抄	附 則（平成二十五年五月一六日政令第一三九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十五年五月二二日政令第六一号）抄	附 則（平成二十五年五月二二日政令第六一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二十五年六月一四日政令第一七六号）抄	附 則（平成二十五年六月一四日政令第一七六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年六月十五日）から施行する。	1 この政令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。
附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八五号）抄	附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。	1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。
附 則（平成二十五年一二月一三日政令第三三四一号）抄	附 則（平成二十五年一二月一三日政令第三三四一号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年一二月二六日政令第三六〇号）抄	附 則（平成二五年一二月二六日政令第三六〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二五年一月二三日政令第六号）抄	附 則（平成二五年一月二三日政令第六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。	この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。
附 則（平成二六年五月一九日政令第一九五号）抄	附 則（平成二六年五月一九日政令第一九五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、アルコール健康障害対策基本法の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。	1 この政令は、アルコール健康障害対策基本法の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。
附 則（平成二六年五月二八日政令第一八九号）抄	附 則（平成二六年五月二八日政令第一八九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。
附 則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄	附 則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。	1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。
附 則（平成二七年四月一〇日政令第一七八号）抄	附 則（平成二七年四月一〇日政令第一七八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年七月三日政令第二五六号）抄	附 則（平成二七年七月三日政令第二五六号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年八月一八日政令第三〇三号）抄	附 則（平成二七年八月一八日政令第三〇三号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。	この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。
附 則（平成二八年一一月一八日政令第六八号）抄	附 則（平成二八年一一月一八日政令第六八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二七年一二月一九日政令第二二九〇号）抄	附 則（平成二七年一二月一九日政令第二二九〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年九月七日政令第二二九〇号）抄	附 則（平成二八年九月七日政令第二二九〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。	1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年三月三一日政令第六八号）抄	附 則（平成二九年三月三一日政令第六八号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。	この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第三項の改正規定は、同年七月一日から施行する。
附 則 (平成二十九年三月三一日政令第七六号) 抄	附 則 (令和元年五月二二日政令第八号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
附 則 (平成二十九年四月二一日政令第一四号) 抄	附 則 (令和元年一〇月二十四日政令第一四号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行日(平成二十九年四月二十四日)から施行する。	1 この政令は、公表の日から施行する。
附 則 (平成三〇年一月二六日政令第一四号) 抄	附 則 (令和元年一〇月三〇日政令第七六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用してできる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年二月一日)から施行する。	1 この政令は、令和二年三月三〇日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第七七号) 抄	附 則 (令和二年三月三〇日政令第七六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。	1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年五月七日政令第一六三号) 抄	附 則 (令和二年七月三一日政令第二三一号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成三十年五月十一日)から施行する。	この政令は、令和二年八月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年六月五日政令第一八二号) 抄	附 則 (令和二年九月三〇日政令第二九五号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成三十年六月六日)から施行する。	この政令は、令和二年十月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年八月三一日政令第二四五号) 抄	附 則 (令和二年一〇月二日政令第三〇〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、平成三十年九月三日から施行する。	1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年一月一七日政令第四号) 抄	附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇九号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年五月一九日政令第一五五号) 抄	附 則 (令和三年五月一九日政令第一五五号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
1 この政令は、平成三十三年九月三日から施行する。	1 この政令は、令和四年五月一日から施行する。
附 則 (平成三一年一月一七日政令第四五号) 抄	附 則 (令和四年五月二七日政令第二〇六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から施行する。	この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(令和四年八月一日)から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日政令第七五号) 抄	附 則 (令和五年三月三〇日政令第八八八号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から施行する。	この政令は、令和五年四月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日政令第七五号) 抄	附 則 (令和三年六月一六日政令第一六九号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、令和六年五月一七日から施行する。
附 則 (令和三年六月一六日政令第一七一号) 抄	附 則 (令和六年五月一七日政令第一八五号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和五年四月一日から施行する。	この政令は、令和六年四月一日から施行する。

1 この政令は、令和五年五月三十一日までの間における改正後の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「二人」とあるのは、「一人」とする。	2 この政令の施行の日から令和五年五月三十一日までの間における改正後の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「二人」とあるのは、「一人」とする。
附 則 (令和五年六月二三日政令第二六号) 抄	附 則 (令和五年六月二三日政令第二六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年三月二九日政令第八二六号) 抄	附 則 (令和六年三月二九日政令第八二六号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。	この政令は、令和六年四月一日から施行する。
附 則 (令和六年五月一七日政令第一八五号) 抄	附 則 (令和六年五月一七日政令第一八五号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和六年五月一七日政令第一八五号) 抄	附 則 (令和七年七月二九日政令第二六〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和七年七月二九日から施行する。	この政令は、令和七年七月二九日から施行する。
附 則 (令和七年七月二九日政令第二六〇号) 抄	附 則 (令和七年七月二九日政令第二六〇号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和七年八月一日から施行する。	この政令は、令和七年八月一日から施行する。
附 則 (令和七年七月二九日政令第二六〇号) 抄	附 則 (令和八年三月三〇日政令第八八八号) 抄
(施行期日)	(施行期日)
この政令は、令和八年四月一日から施行する。	この政令は、令和八年四月一日から施行する。